

平成29年8月30日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成29年8月30日
開会 11時46分 閉会 12時09分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小川純文 副委員長 谷口和弥
委員 荒貴賀 内山美穂子 中橋友子 乾邦廣
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 小島智恵 野原恵子 長谷川記者(道新)
- 5 事務局 事務局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 6 審査事件および審査結果 別紙
- 1 付託議案の審査について
 - (1) 陳情第7号 「適正な地方財政計画の策定を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - (2) 陳情第8号 「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書案」提出に関する陳情
 - 2 所管事務調査項目について
9月7日、総合計画に関する特別委員会終了後に、小中学校一貫教育について、教育委員会の説明により所管事務調査を行うこととする。
 - 3 道内視察研修について
 - 4 その他

総務文教常任委員会委員長 小川純文

◇審査内容

(開会 11:46)

○委員長(小川純文) ただいまから、総務文教常任委員会を開催させていただきます。

1番、付託議案の審査についてを議題といたします。

(1)陳情第7号、「適正な地方財政計画の策定を求める意見書」の提出を求める陳情書、(2)陳情第8号、「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書案」提出に関する陳情であります。

この2件の陳情につきましては、先般、委員の皆さまのところにお送りをしてあると思いますけれども、若干ここで再度、黙読の時間を取りたいと思いますので、お願いをいたします。

それでは、陳情案件、1件ずつ進めていきます。

まず、陳情第7号、「適正な地方財政計画の策定を求める意見書」の提出を求める陳情書のほうから入っていきます。この陳情書について、皆さんからの何かご意見等々ございませんでしょうか。

中橋委員。

○委員(中橋友子) きょうも町長から地方財政の行政報告があったところですが、合併の特別措置であるとか、あるいは、基準財政の見直しというようなことで減額になったという報告でありました。町にとっては、そういうことを見越しながら予算を立てていますから、行政執行に大きな影響を来すとは思いませんけれども、やっぱり国の財政のあり方というのは、本来的には当初のものをきちっと保障するという姿勢が欲しいというふうに思っておりました。

この陳情書に関わりましては、そういった国の地方財政計画が本当に適正に行われるようにということでありまして、眼目は自治体基金を理由に減額するということは、適切ではないということを伝えるものだというふうに思います。従って、理解できるものではありませんが、ただ今回、はじめての審議でもありますから、熟慮しながら方向性は示したいというふうに思います。

○委員長(小川純文) ただいま、中橋委員からご意見がありましたけれども、他にご意見を持たれている委員の皆さんいらっしゃいますか。

よろしいですか。今、中橋委員のほうからも地方財政、論点、内容的にもまだまだ検討するところがあるということでもありますので、この陳情につきましては、次回に持ち越しまして継続審議という形を取らせていただきたいというふうに思うわけでありませけれども、委員の皆さんどうでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小川純文) それでは、継続審査ということで、陳情第7号については進めさせていただきます。

続きまして、陳情第8号、「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書案」提出に関する陳情でございます。

この陳情第8号にご意見のある方、ございせんか。

中橋委員。

○委員(中橋友子) この内容についてであります、今年是被爆、戦後72年ということ

で、核兵器をなくしたいという、唯一の被爆国としての日本の姿勢が大変問われる時になってきています。8月に被爆されたということもありまして、たくさんの核兵器を廃絶するための運動が取り組まれ、この陳情では、そんな中での今年7月の7日に国連で核兵器禁止条約が122か国の賛成ではじめて決まったということでありまして、これを歓迎するというものであります。残念ながら日本政府が参加しなかったということと、それからこれは今後条約できた、その条約を有効なものにするためには、これから、9月20日というふうに日にちが決められているようですが、国連加盟国の50か国が調印をし、その後に各、これは国会の役割になりますが、批准をしていくということになっていきます。

従いまして、その過程があるので有効なものにして欲しいという思いだというふうに思いますが、ただ文面そのものは新しい言葉、あるいはその、なかなか日常的に取り上げてきていることでもなかったもので、難しい面もあろうかなというふうには思います。

従いまして、私としては内容を理解しつつも、やはり熟慮の時間が必要ではないかというふうに思います。

○委員長（小川純文） ただいま、中橋委員から意見がございましたけれども、その他の委員さんからのご意見はございますか。

ここで、暫時休憩させていただきます。

（暫時休憩）

○委員長（小川純文） それでは、会議を再開いたします。

陳情第8号につきましては、これにつきましても、まだ熟慮の時間が必要ではないかということでもありますので、またいろいろな幅広いご意見を持ち寄って継続審査という形の中で進めていきたいなというふうに思うわけでもありますけれども、そのような方向でよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（小川純文） それでは、陳情第8号についても継続審査とさせていただきます。

以上で委員会のインターネット中継を終了いたします。